

(地方法人税法の一部改正)

第三条 地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 十 省 略
- 二 恒久的施設 法人税法第二条第十二号の十九に規定する恒久的施設をいう。
- 三 十一 二十三 省 略

(外国税額の控除)

第十二条 省 略

255 省 略

6 第一項から第三項までの規定は、地方法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に控除対象外国法人税等の額(法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額、同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額又は同法第四百四十四条の二第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下この項において同じ。)、第一項から第三項までの規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税等の額として記載された金額を限度とする。

(中間申告)

第十六条 省 略

2 前項の場合において、同項の法人(連結親法人に限る。)の同項の課税事業年度(最初連結親法人事業年度を除く。)開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に法人税法第四条の五第一項の規

(定義)

第二条 同 上

- 一 十 同 上
- 二 恒久的施設 法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。
- 三 十一 二十三 同 上

(外国税額の控除)

第十二条 同 上

255 同 上

6 第一項から第三項までの規定は、地方法人税確定申告書、修正申告書又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に第一項から第三項までの規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

(中間申告)

第十六条 同 上

2 前項の場合において、同項の法人(連結親法人に限る。)の同項の課税事業年度(最初連結親法人事業年度を除く。)開始の日から同日以後六月を経過した日の前日までの期間内に法人税法第四条の五第一項の規

定により連結子法人（当該課税事業年度開始の時に於いて当該法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。）につき同法第四条の二の承認が取り消されたとき、若しくは同法第四条の五第二項第五号に掲げる事実が生じたとき、又は当該開始の日の前日から当該経過した日の前日までの期間内に当該連結子法人につき同項第四号に掲げる事実（合併による解散を除く。）が生じたとき、若しくは当該開始の日から当該経過した日までの期間内に当該連結子法人が合併により解散をしたときは、その法人が提出すべき当該課税事業年度の地方税法中間申告書については、前項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、確定地方税法税額から第一号に掲げる金額を減算し、又は確定地方税法税額に第二号に掲げる金額を加算した金額を当該課税事業年度の前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額とする。

一・二 省略

355 省略

6 第一項の場合において、次の各号に掲げる期間内に連結親法人（同項の法人に限る。）若しくは連結子法人（当該連結親法人の同項の課税事業年度開始の時（連結内合併により設立された連結子法人にあつては、当該開始の時と当該連結内合併の時とのいずれか遅い時）から当該開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係が継続していた連結子法人に限る。）を合併法人とする合併（第一号に掲げる期間内に行われる合併にあつては当該連結子法人を合併法人とする適格合併（合併法人を設立するものを除く。）に限り、第二号又は第三号に掲げる期間内に行われる合併にあつては連結内合併及び当該連結子法人を合併法人とする適格合併（連結内合併を除く。）に限る。）が行われたとき、又は第二号若しくは第三号に掲げる期間内に当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人の残余財産が確定したときは、その連結親法人が提出すべき当該課税事業年度の地方税法中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号及び第二項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一・三 省略

7・8 省略

定により連結子法人（当該課税事業年度開始の時に於いて当該法人との間に連結完全支配関係があるものに限る。）につき同法第四条の二の承認が取り消されたとき若しくは同法第四条の五第二項第五号に掲げる事実が生じたとき又は当該開始の日の前日から当該経過した日の前日までの期間内に当該連結子法人につき同項第四号に掲げる事実（合併による解散を除く。）が生じたとき若しくは当該開始の日から当該経過した日までの期間内に当該連結子法人が合併により解散をしたときは、その法人が提出すべき当該課税事業年度の地方税法中間申告書については、前項第一号に掲げる金額は、同号の規定にかかわらず、確定地方税法税額から第一号に掲げる金額を減算し、又は確定地方税法税額に第二号に掲げる金額を加算した金額を当該課税事業年度の前課税事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額とする。

一・二 同上

355 同上

6 第一項の場合において、次の各号に掲げる期間内に連結親法人（同項の法人に限る。）若しくは連結子法人（当該連結親法人の同項の課税事業年度開始の時（連結内合併により設立された連結子法人にあつては、当該開始の時と当該連結内合併の時とのいずれか遅い時）から当該開始の日以後六月を経過した日の前日まで当該連結親法人との間に当該連結親法人による連結完全支配関係が継続していた連結子法人に限る。）を合併法人とする合併（第一号に掲げる期間内に行われる合併にあつては当該連結子法人を合併法人とする適格合併（合併法人を設立するものを除く。）に限り、第二号又は第三号に掲げる期間内に行われる合併にあつては連結内合併及び当該連結子法人を合併法人とする適格合併（連結内合併を除く。）に限る。）が行われたとき又は第二号若しくは第三号に掲げる期間内に当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人の残余財産が確定したときは、その連結親法人が提出すべき当該課税事業年度の地方税法中間申告書については、同項第一号に掲げる金額は、同号及び第二項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一・三 同上

7・8 同上

9| 第一項第一号に規定する前課税事業年度又は同号ロ(1)に規定する連結開始前課税事業年度の第十九条第一項の規定による申告書の提出期限が同条第五項の規定によりこれらの課税事業年度終了の日の翌日から六月を経過した日の前日とされている場合で、かつ、当該申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされる日までの間に地方法人税額が確定したときは、第一項の課税事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに当該地方法人税額が確定したものとみなして、前各項の規定を適用する。

10| 省 略  
11| 省 略

(仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等)

第十七条 前条第一項各号列記以外の部分に規定する法人で、法人税法第七十二条第一項、第八十一条の二十第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出するもの(還付請求法人を含む。次条において「仮決算中間申告法人」という。)は、当該申告書に係る課税事業年度について、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書を提出しなければならない。

一 三 省 略

2| 前項に規定する還付請求法人とは、法人税法第七十二条第一項、第八十一条の二十第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出する法人で、当該申告書に係るこれらの規定に規定する期間について、同法第八十条第五項において準用する同条第一項、同法第八十一条の三十一第五項において準用する同条第一項又は同法第四百四十四条の三十一第一項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定による還付の請求をするものをいう。

3| 第一項第二号に掲げる地方法人税の額の計算については、第十二条第六項中「地方法人税確定申告書」とあるのは、「地方法人税中間申告書」とする。

4| 省 略

9| 同 上  
10| 同 上

(仮決算をした場合の中間申告書を提出する場合の記載事項等)

第十七条 法人税法第七十二条第一項、第八十一条の二十第一項又は第四百四十四条の四第一項若しくは第二項の規定による申告書を提出する法人は、当該申告書に係る課税事業年度について、前条第一項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書を提出しなければならない。

一 三 同 上

2| 前項第二号に掲げる地方法人税の額の計算については、第十二条第六項中「地方法人税確定申告書」とあるのは、「地方法人税中間申告書」とする。

3| 同 上

(地方法人税中間申告書の提出がない場合の特例)

第十八条 地方法人税中間申告書を提出すべき法人がその地方法人税中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その法人については、その提出期限において、税務署長に対し第十六条第一項各号に掲げる事項(仮決算中間申告法人にあつては、前条第一項各号に掲げる事項)を記載した地方法人税中間申告書の提出があつたものとみなして、この法律の規定を適用する。

#### 第十九条 省 略

#### 254 省 略

5 第一項の法人が同項の課税事業年度の所得又は連結所得に対する法人税の申告につき法人税法第七十五条(同法第四百四十四条の七において準用する場合を含む。)若しくは第七十五条の二(同法第四百四十四条の八において準用する場合を含む。)又は第八十一条の二十三若しくは第八十一条の二十四の規定により同法第七十四条第一項、第八十一条の二十二第一項又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書(以下この項において「法人税申告書」という。)の提出期限が延長されている場合における第一項の規定による申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、その延長された提出期限とする。この場合において、当該申告書に係る課税事業年度の地方法人税については、当該法人税申告書が同法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項若しくは第二項の規定による申告書である場合にあつては第一号に掲げる規定を、当該法人税申告書が同法第八十一条の二十二第一項の規定による申告書である場合にあつては第二号に掲げる規定を、それぞれ準用する。

一 法人税法第七十五条第七項の規定又は同法第七十五条の二第八項若しくは第十項において準用する同法第七十五条第七項の規定

#### 二 省 略

6 法人(第六条第四号に掲げる法人に限る。)は、各課税事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

#### 一・二 省 略

三 当該法人が当該課税事業年度につき第十六条第十項の規定による申

(地方法人税中間申告書の提出がない場合の特例)

第十八条 地方法人税中間申告書を提出すべき法人がその地方法人税中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その法人については、その提出期限において、税務署長に対し第十六条第一項各号に掲げる事項(前条第一項に規定する法人にあつては、同項各号に掲げる事項)を記載した地方法人税中間申告書の提出があつたものとみなして、この法律の規定を適用する。

#### 第十九条 同 上

#### 254 同 上

#### 5 同 上

一 法人税法第七十五条第七項の規定又は同法第七十五条の二第六項若しくは第八項において準用する同法第七十五条第七項の規定

#### 二 同 上

#### 6 同 上

#### 一・二 同 上

三 当該法人が当該課税事業年度につき第十六条第九項の規定による申

告書を提出した法人である場合には、前号に掲げる地方法人税の額から次条第二項の規定により納付すべき地方法人税の額（当該申告書に係る期限後申告書の提出又はこれらの申告書の提出がなかったことによる国税通則法第二十五条の規定による決定により納付すべき地方法人税の額を含むものとし、これらの額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の地方法人税の額とする。）を控除した金額

#### 四 省略

#### （中間申告による納付）

#### 第二十条 省略

2 第十六条第十項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する地方法人税を国に納付しなければならない。

#### （欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付）

第二十三条 税務署長は、法人税法第八十条第六項（同法第八十一条の三十一第一項において準用する場合を含む。）の還付請求書を提出した内国法人又は同法第四十四条の十三第十二項の還付請求書を提出した外国法人に対して同法第八十条第七項（同法第八十一条の三十一第六項又は第四百四十四条の十三第十三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により同法第八十条第一項に規定する還付所得事業年度、同法第八十一条の三十一第一項に規定する還付所得連結事業年度、同法第四百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度、同項第二号に規定する還付所得事業年度又は同条第二項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合において、当該課税事業年度の第六条第一号から第三号までに定める基準法人税額に対する地方法人税の額（附帯税の額を除くものとし、第十二条から第十四条までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。）でその還付の時において確定しているもの（既にこの項の規定の適用がある場合には、当該地方法人税の額からその適用により還付された金額を控除した金額。以下この項において「確定地方法人税額」という。）があるときは、当該内国法人又は外

告書を提出した法人である場合には、前号に掲げる地方法人税の額から次条第二項の規定により納付すべき地方法人税の額（当該申告書に係る期限後申告書の提出又はこれらの申告書の提出がなかったことによる国税通則法第二十五条の規定による決定により納付すべき地方法人税の額を含むものとし、これらの額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の地方法人税の額とする。）を控除した金額

#### 四 同上

#### （中間申告による納付）

#### 第二十条 同上

2 第十六条第九項の規定による申告書を提出した法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する地方法人税を国に納付しなければならない。

#### （欠損金の繰戻しによる法人税の還付があつた場合の還付）

第二十三条 税務署長は、法人税法第八十条第五項（同法第八十一条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の還付請求書を提出した内国法人又は同法第四十四条の十三第十一項の還付請求書を提出した外国法人に対して同法第八十条第六項（同法第八十一条の三十一第四項又は第四百四十四条の十三第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により同法第八十条第一項に規定する還付所得事業年度、同法第八十一条の三十一第一項に規定する還付所得連結事業年度、同法第四百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度、同項第二号に規定する還付所得事業年度又は同条第二項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合において、当該課税事業年度の第六条第一号から第三号までに定める基準法人税額に対する地方法人税の額（附帯税の額を除くものとし、第十二条から第十四条までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。）でその還付の時において確定しているもの（既にこの項の規定の適用がある場合には、当該地方法人税の額からその適用により還付された金額を控除した金額。以下この項において「確定地方法人税額」という。）があるときは、当該内国法人又は外

国法人に対し、当該確定地方法人税額のうち、同法第八十条第七項の規定による還付金の額に百分の四・四を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付する。ただし、同条第一項に規定する欠損事業年度、同法第八十一条の三十一第一項に規定する欠損連結事業年度、同法第四百四十四条の十三第一項第一号に規定する欠損事業年度、同項第二号に規定する欠損事業年度又は同条第二項に規定する欠損事業年度に該当する課税事業年度については、地方法人税確定申告書の提出がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の還付請求書に係る法人税法第八十条第七項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合における同条第八項（同法第八十一条の三十一第六項又は第四百四十四条の十三第三項において準用する場合を含む。）に規定する三月を経過した日から前項の規定による還付のための支払決定をする日又は同項の規定による還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とする。ただし、同項ただし書の地方法人税確定申告書が期限後申告書である場合において、その提出された日が当該三月を経過した日以後であるときは、当該三月を経過した日から当該提出された日までの日数は、当該期間に算入しない。

#### （青色申告）

第二十七条 法人が法人税法第二百一十一条第一項（同法第四百四十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の承認を受けている場合又は同法第二百一十一条第一項の承認を受けていない法人が同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に該当する場合には、これらの法人は、地方法人税中間申告書、第十六条第十項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）、地方法人税確定申告書及び第十九条第六項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）並びにこれらの申告書に係る修正申告書（次項において「地方法人税申告書等」という。）について、青色の申告書により提出することができる。

## 2・3 省略

国法人に対し、当該確定地方法人税額のうち、同法第八十条第六項の規定による還付金の額に百分の四・四を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付する。ただし、同条第一項に規定する欠損事業年度、同法第八十一条の三十一第一項に規定する欠損連結事業年度、同法第四百四十四条の十三第一項第一号に規定する欠損事業年度、同項第二号に規定する欠損事業年度又は同条第二項に規定する欠損事業年度に該当する課税事業年度の地方法人税確定申告書の提出がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、前項の還付請求書に係る法人税法第八十条第六項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合における同条第七項（同法第八十一条の三十一第四項又は第四百四十四条の十三第十二項において準用する場合を含む。）に規定する三月を経過した日から前項の規定による還付のための支払決定をする日又は同項の規定による還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とする。ただし、同項ただし書の地方法人税確定申告書が期限後申告書である場合において、その提出された日が当該三月を経過した日以後であるときは、当該三月を経過した日から当該提出された日までの日数は、当該期間に算入しない。

#### （青色申告）

第二十七条 法人が法人税法第二百一十一条第一項（同法第四百四十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の承認を受けている場合又は同法第二百一十一条第一項の承認を受けていない法人が同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に該当する場合には、これらの法人は、地方法人税中間申告書、第十六条第九項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）、地方法人税確定申告書及び第十九条第六項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）並びにこれらの申告書に係る修正申告書（次項において「地方法人税申告書等」という。）について、青色の申告書により提出することができる。

## 2・3 同上

(代表者等の自署押印)

第三十条 法人税法第五十一条の規定は、法人の提出する地方法人税中間申告書、第十六条第十項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。第三十五条において同じ。)、地方法人税確定申告書及び第十九条第六項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。第三十五条において同じ。)並びにこれらの申告書に係る修正申告書について準用する。

第三十五条 第三十条において準用する法人税法第五十一条第一項から第四項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する地方法人税中間申告書、第十六条第十項の規定による申告書、地方法人税確定申告書若しくは第十九条第六項の規定による申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書の提出があつた場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十六条 第十七条第一項各号に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書又は第十六条第十項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(代表者等の自署押印)

第三十条 法人税法第五十一条の規定は、法人の提出する地方法人税中間申告書、第十六条第九項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。第三十五条において同じ。)、地方法人税確定申告書及び第十九条第六項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。第三十五条において同じ。)並びにこれらの申告書に係る修正申告書について準用する。

第三十五条 第三十条において準用する法人税法第五十一条第一項から第四項までの規定に違反した者又はこれらの規定に違反する地方法人税中間申告書、第十六条第九項の規定による申告書、地方法人税確定申告書若しくは第十九条第六項の規定による申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書の提出があつた場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第三十六条 第十七条第一項各号に掲げる事項を記載した地方法人税中間申告書又は第十六条第九項の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。